

第3部 公害の防止に関して講じた施策

第1章 公害の防止に係る基本的施策

第1節 公害防止計画の推進

府域における公害防止と環境保全のための基本的計画として昭和47年12月に公害対策基本法に基づき大阪地域公害防止計画（昭和53年3月再策定）を、昭和48年9月に大阪府公害防止条例に基づき同計画を包含する計画として大阪府環境管理計画（BIG PLAN）を策定するとともに、これに基づき各種施策の推進に努めてきた。

上記両計画の期限は昭和56年度であるが、なお大気汚染・水質汚濁など改善を要する課題が残されていること、さらに計画策定後の経済・社会情勢の変化、より高次の質の環境に対する府民のニーズの高まり等に対応するため、55年度においては、魅力ある人間本位の街づくりをめざした80年代にふさわしい新たな観点からの長期的・総合的な計画の策定に必要な基本的事項について調査・研究を行った。

第2節 環境汚染の未然防止

第1 環境影響評価の検討

近年、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発行為について、環境汚染の未然防止を図るための環境影響評価の必要性が重要視され、その制度の確立が強く要請されている。

国においては、かねてから環境影響評価の制度化の検討を進めてきたが、昭和54年4月の中央公害対策審議会の答申を受けて、昭和55年5月には、法律案が閣議了解され、昭和56年4月に国会に提出されたところであり、現在継続審議となっている。また、地方自治体においても制度化について独自の検討がなされており、昭和55年度末には21の自治体が条例、要綱等により環境影響評価を制度化している。

府においても、今後の開発行為に伴って予想される環境汚染を未然に防止するため、環境影響評価の重要性を認識し、かねてからその調査研究を進めてきており、昭和55年度においては、前年度に引き続き環境影響評価に必要な公害事象に係るデータ収集と解析を行い、予測手法の開発並びに将来予測を行うなど、技術面の検討を進めると

ともに、府独自の制度のあり方についても基本的な調査検討を行ったが、対象事業の範囲、評価手法、住民の役割、環境情報の提供方式並びに審査のあり方など、なお検討すべき問題もあり、今後、国の動向も勘案しながら、積極的に調査検討を進めることとした。

一方、多奈川第二発電所の建設、二色の浜環境整備事業、堺・泉北港、阪南港の港湾計画等において環境影響評価を実施するとともに、阪神高速道路大阪池田線の延伸事業等についても環境影響評価の指導・助言を行ってきたところである。また、関西国際空港の建設計画についての地元協議に備え、府としても独自にデータの収集、整理を行うほか環境影響評価案を審査する場合の指針の検討を進めてきており、二酸化窒素については、環境基準の科学的根拠について専門家会議で検討している経緯を考慮し、関西国際空港の協議にあたって二酸化窒素の環境影響を予測する場合の指針として、空港周辺地域において一般の環境で「年平均値0.02ppm以下」を昭和55年8月5日に設定したところである。

第2 土地利用の適正化等

1 工場の適正配置及び集団化の促進

第1部で概観したように、我が国、とりわけ府域のような狭小過密な地域における公害問題の抜本的解決のためには土地利用の適正化を図る必要がある。特に、市街地における工場と住宅との混在状態は、騒音・振動を始め各種の公害事象を深刻化させることとなり、住民の被害はもとより、種々の弊害により都市の住みにくさの要因をなしている。

府では、それらの問題を解決し、併せて中小企業の振興に資するため、工場の適正配置及び集団化を促進しており、昭和55年度においては、公害防止事業団及び財団法人大阪府中小企業団地開発協会による堺市、富田林市、柏原市等における中小企業団地造成事業を促進した（詳細は第12章第2節「工場の適正配置及び集団化の促進」参照）。

2 二色の浜環境整備事業の推進

本事業は、二色の浜海水浴場の環境保全及び大阪湾等の水質汚濁防止並びに貝塚市周辺地域における土地利用の適正化、都市機能の整備及び生活環境の改善を目的とするもので、現に悪化した環境を改善し、あるいは進行しつつある環境汚染を防止するとともに、積極的に地域の環境整備を図ろうとする性格を持つものである。事業の内容としては、内陸部の工場の移転・集約化の促進、下水道、港湾及び道路の整備、移転工場の従業者等のための住宅の供給、海浜性レクリエーションゾーンの創出などの各種施策を有機的に組み合わせた総合的な環境整備事業となっており、工場移転用地、流域下水道処理場用地等必要な用地は、貝塚市協の浜地先海面の埋立てにより造成することとし、昭和53年度に現地着工した。

昭和55年度においては、30億円の事業費で埋立護岸工事を引き続き実施した。

第3節 環境汚染情報の収集と利用システムの開発

総合的な環境行政を適切かつ効果的に推進する上では、現況を的確には握し、施策効果の評価と将来予測を踏まえながら、有効な施策を講じることが要請される。そのためには、種々の環境情報を迅速、正確に収集し、電子計算組織の効率的な活用により、施策立案に必要な適切な情報を迅速に提供することが必要である。

府では、昭和52年10月に公害監視センターに汎用中型電子計算機を導入して以来、

環境汚染管理システムの構築等を進めてきたが、昭和55年度においては、以下の業務を行った。

1 各種システムの活用

府及び市町村で得られた測定データを格納し、各種応用解析業務を行う観測システムについては、年報・月報の作成等の活用を行った。

法律及び府公害防止条例に基づく府下工場・事業場に関する届出、立入検査等のデータを格納し、発生源規制業務、各種計画の策定等を行う工場、事業場管理データベースシステムについては、ばい煙発生施設に係る届出内容等の登録を引き続き行った。また、大気課に設置したオンライン端末を利用して、リモートバッチ処理方式による活用を行った。

2 各種システムの開発

工場・事業場騒音について、工場・事業場騒音予測システムを開発した。これは、建屋条件、音源条件等を入力データとして、距離減衰の他に、地表面減衰、回折減衰等を考慮した上で、工場・事業場周辺の騒音コンターマップを描かせるものである。

その他、汚染物質の変化を統計的に予測する大気汚染短期予測システム及び汚染状況の分布を表示する汎用コンター作図システムを開発した。

また、産業廃棄物の処理実態を系統的には握するためのシステム開発の第1段階として、排出事業者指導に係るデータ及び処理業の許可等に係るデータを格納し、集計・検索等の処理プログラムの開発を行なった。

3 計算機の共同利用

府生活環境行政の運営の効率化に資するため、公害防止その他生活環境の保全に関する業務について、汎用電子計算機の共同利用を進め、府生活環境部各課及び府立の各研究機関の利用に供した。

第4節 府公害対策審議会等における審議状況

第1 府公害対策審議会の審議状況

大阪府公害対策審議会は、公害対策基本法第29条及び大阪府公害対策審議会条例(昭和46年大阪府条例第2号)に基づき、大阪府における公害対策に関する基本的事項を調査審議するため、昭和46年3月に設置されたもので、昭和54年度末までに延べ44回開催されているが、昭和55年度においては開催されていない。

また、同条例に基づき、大気汚染、騒音・振動及び法制度関係の専門委員を置いており、昭和55年度においては、大気汚染分科会を開催し調査審議を行ったが、その状況は表3-1-1のとおりである。

昭和56年3月31日現在、委員数は32名、専門委員数は25名（大気汚染関係9名、騒音・振動関係10名、法制度関係6名）である。

表3-1-1 専門委員会における審議状況（昭和55年度）
（大気汚染分科会）

開催年月日	審 議 内 容
昭56. 1 . 29 （第14回）	① 国における炭化水素対策について環境庁大気調査官から説明を受けた。 ② 昭和54・55年度における光化学スモッグの発生状況及び工場等における使用塗料の実態調査について、事務局から報告を受けた。

第2 府水質審議会の審議状況

大阪府水質審議会は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条及び大阪府水質審議会条例（昭和46年大阪府条例第38号）に基づき、府における公共用水域の水質の汚濁の防止に関する重要事項を調査審議するため昭和46年10月に設置されたもので、昭和55年度における審議状況は表3-1-2のとおりである。

また、同条例に基づき、水質汚濁の防止に関する専門の事項を調査するため専門委員を置いており、昭和55年度における調査状況は表3-1-3のとおりである。

表3-1-2 府水質審議会における審議状況（昭和55年度）

開催年月日	審 議 内 容
昭55.4.24 (第 1 回)	「水質総量規制の実施に伴う総量規制基準の設定」(昭和54年9月10日付け諮問)について、専門委員会からの最終報告をもとに調査審議を行った結果、同日付けで答申した。
昭56.2.17 (第 2 回)	<ul style="list-style-type: none"> ① 審議会会長を選出した。 ② 「昭和56年度公共用水域の水質測定計画」について諮問を受け、調査審議を行った結果、同日付けで答申した。 ③ 大阪府自然海浜保全地区条例(案)について事務局から説明を受けた。

表3-1-3 専門委員会における調査状況（昭和55年度）

開催年月日	審 議 内 容
昭55.4.7	「水質総量規制の実施に伴う総量規制基準の設定」(昭和54年10月5日付け府水質審議会より調査検討を付託)について調査検討を行った結果、昭和55年4月8日付けで府水質審議会へ最終報告を行った。